

第3章 指導監査

§ 1 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査

指導監査では、社会福祉法人や社会福祉施設等が関係法令・通知等を遵守し適切に運営されているかについて確認を行う。指導監査の結果、最低基準等を満たしていないことが確認された時は、改善指導を行うことにより、福祉サービスの質の向上や法の適正実施の確保を図っている。

表450 指導監査実施数の年度別推移

法人・法別施設	年度（平成）	22年度	23年度	24年度
社会福祉法人	対象数	54	42	43
	計画数	30	24	19
	実施数	30	24	19
老人福祉施設	対象数	36	39	42
	計画数	22	19	26
	実施数	22	19	26
介護老人保健施設	対象数	17	17	17
	計画数	12	8	9
	実施数	12	8	9
障害福祉施設	対象数	61	66	76
	計画数	61	66	76
	実施数	61	66	76
保護施設	対象数	1	1	1
	計画数	-	-	1
	実施数	-	-	1
計	対象数	169	165	179
	計画数	125	117	131
	実施数	125	117	131

資料：総務部監査指導担当